

大規模小売店舗立地法第5条第1項の届出
【オギノ塩山店】

届出日 平成27年10月29日
 公告日 平成27年11月16日
 縦覧期間 平成27年11月16日 ~ 平成28年3月16日
 設置者による地元説明会の開催日 平成27年11月27日

届出者(建物設置者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所
株式会社オギノホールディングス 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市徳行一丁目2番18号

【届出の内容】

大規模小売店舗の名称及び所在地			
名称	オギノ塩山店		
所在地	山梨県甲州市塩山上於曾853番1		
本件は、甲州市役所南西側の県道216号(万力小屋敷線)沿いにスーパーマーケット等を新設する旨の届出である。			
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所			
	氏名又は名称	住所	
	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市徳行一丁目2番18号	
	その他(未定)		
大規模小売店舗の新設をする日		平成28年6月30日	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		2,816 m ²	
(大規模小売店舗の床面積の合計)		3,810 m ²	
(大規模小売店舗の敷地面積の合計)		9,259 m ²	
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項			
駐車場の位置及び収容台数		駐輪場の位置及び収容台数	
位置	建物配置図(図面3)	位置	建物配置図(図面3)
収容台数	109台	収容台数	20台
指針台数	109台		
荷さばき施設の位置及び面積		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	
位置	店舗平面図(図面4)	位置	店舗平面図(図面4)
面積	57 m ²	容量	65 m ³
		指針容量	27 m ³
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項			
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		来客が駐車場を利用することができる時間帯	
開店時刻	午前 9 時	駐車場	午前8時30分 ~ 午後9時30分
閉店時刻	午後 9 時		
駐車場の自動車の出入口の数及び位置		荷さばきを行うことができる時間帯	
出入口の数	2箇所	荷さばき施設	午前6時 ~ 午後10時
出入口の位置	建物配置図(図面3)		

【交通関係】

交差点飽和度等の予測

店舗周辺3か所の交差点で交通量調査を実施し、平日・休日それぞれのピーク時間帯を計測した。

交差点A : 下西(平日:8時~9時、休日:11時~12時)

交差点B : 青橋(平日:18時~19時、休日:17時~18時)

交差点C : 計画地南側(平日:18時~19時、休日:17時~18時)

開店後のピーク1時間当たりの新規発生交通量については、指針の必要駐車台数の計算式から算出した。

一日の来店自動車台数 1,001 台 ピーク1時間の来店自動車台数 : 145 台

アクセス経路を考慮し、6つのゾーンに分割し、ピーク時の発生自動車来店台数に各ゾーンの世帯数構成比を乗じて、ゾーン別来店台数を設定した。

エリア1	店舗西側	構成比	23.3 %	ピーク時台数	34 台
エリア2 - 1	店舗北側	構成比	19.9 %	ピーク時台数	29 台
エリア2 - 2	店舗北東側	構成比	21.8 %	ピーク時台数	31 台
エリア3 - 1	店舗南東側	構成比	15.9 %	ピーク時台数	23 台
エリア3 - 2	店舗南側	構成比	12.4 %	ピーク時台数	18 台
エリア3 - 3	店舗南西側	構成比	6.7 %	ピーク時台数	10 台

現況交通量のピーク時間帯交通量に来店ピーク時の新規発生交通量を加え、開店後の交差点飽和度を予測した。

各信号交差点において、交差点飽和度は、0.9を下回った(下表参照)。

一般的に0.9以下であれば円滑な交通処理が可能であると考えられる。

交 差 点	平休別	ピーク時間帯	現 況	開 店 後
交差点A (下西)	平日	8 時 ~ 9 時	0.279	0.330
	休日	11 時 ~ 12 時	0.223	0.276
交差点B (青橋)	平日	18 時 ~ 19 時	0.350	0.399
	休日	17 時 ~ 18 時	0.370	0.418
交差点C (計画地南側)	平日	18 時 ~ 19 時	0.298	0.352
	休日	17 時 ~ 18 時	0.292	0.316

【騒音関係】

等価騒音レベルの予測 周囲の各方向から最も影響を受けやすい住居等の屋外で予測する。							
<p>店舗周辺の用途地域及び予測地点を設けた地域の環境基準の類型は以下のとおりであり、昼間60dB以下・夜間50dB以下(予測地点A、B、C)、昼間55dB以下・夜間45dB以下(予測地点D、E)を基準値として評価した。</p> <p>近隣商業地域<C類型>:予測地点A、B、C</p> <p>第二種中高層住居専用地域<A類型>:予測地点D、E</p> <p>予測地点は、最も騒音の影響を受けやすい住居が立地し又は立地可能な地点とした。また、予測地点において、高さ(騒音源の高さ、土地の高低差)についても考慮した。すべての予測地点において環境基準値を下回った(下図参照)。</p>							
昼間の等価騒音レベルの予測値 (午前 6 時 ~ 午後 10 時)				夜間の等価騒音レベルの予測値 (午後 10 時 ~ 午前 6 時)			
予測地点	類型	基準値	予測値	予測地点	類型	基準値	予測値
A	C	60 dB	55.7 dB	A	C	50 dB	20.2 dB
B	C	60 dB	44.9 dB	B	C	50 dB	19.0 dB
C	C	60 dB	52.2 dB	C	C	50 dB	36.4 dB
D	A	55 dB	52.8 dB	D	A	45 dB	36.0 dB
E	A	55 dB	50.2 dB	E	A	45 dB	42.8 dB
夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測 敷地の境界線で予測する。							
<p>予測地点の騒音規制法における区域の区分は次のとおりであり、夜間の規制基準値は、50dB(予測地点a)及び45dB(予測地点a')である。</p> <p><第3種区域>:予測地点a <第2種区域>:予測地点a'</p> <p>予測地点は、夜間の騒音発生源の最も影響を受けやすい敷地境界の地点とした。また、予測地点において、高さ(騒音源の高さ、土地の高低差)についても考慮した。a地点では規制基準値を上回ったが、保全対象となる民家付近a'地点では、規制基準値を下回った。</p>							
予測地点	区域の区分	規制基準値	予測値(最大)				
a	第3種区域	50 dB	50.7 dB				
a'	第2種区域	45 dB	36.1 dB				

届出に係る意見の状況 【オギノ塩山店】

甲州市からの意見書(法第8条第1項)
(平成28年3月7日付け甲州産第791号で回答あり。)
意見なし

意見を有する者からの意見(法第8条第2項)
意見なし

連絡会議構成課からの意見の概要(連絡会議運営要領第3条第2項)

所属名	生活環境の保持の見地からの意見の概要
環境整備課	1 店舗から排出される廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物と産業廃棄物に区分すること。
	2 区分した一般廃棄物と産業廃棄物の処理を他社に委託する場合、法律に規定する収集運搬又は処分を委託できる者かどうかを確認し、適切に対応すること。
	3 委託先等決定後は、その結果を速やかに報告すること。
道路管理課	1 出入口の幅については、利用車両等により必要最小限とすること。
	2 出入口Bで使用する箇所において、側溝が利用車両等により破損しないよう横断用に改修するなどの対応をすること。
	3 店舗への上下水道等の地下埋設物の引込管の施工がある場合には、出入口Bの改修時に行うなどして、交通の影響を与えないよう施工すること。
	4 案内看板及び照明の一部でも道路区域内にかかる場合には、道路占用の手続を行うこと。(ただし、占用が認められるのは道路法第33条を満たす場合に限る。)
	5 道路構造物の改修について、道路法第24条の許可が必要になることから、山梨県峡東建設事務所道路課と協議し、許可を得ること。
	6 地元説明会において、北側の県道で出入口の車両の滞留が発生する時があり、交通に支障が生じる時があるとの指摘について、設置者はどのような対策を講じるのか示すこと。
	7 荷さばき場の出口部分は横断歩道前後5m以内にあるか。ある場合は出口の位置の変更を行うこと。